

東和銀行ダイレクトサービス® 利用規定

1. 東和銀行ダイレクトサービス®

(1) 東和銀行ダイレクトサービス® の内容

「東和銀行ダイレクトサービス®」は、株式会社 東和銀行（以下「当行」といいます。）が本項(3)で指定するパソコンや携帯電話等の端末（以下「端末」といいます。）からインターネット等を介して当行所定のホームページにアクセスすることにより、次のサービスが利用できるものとします。

- ① 口座の残高照会サービス
- ② 口座の入出金明細照会サービス
- ③ 資金の振込・振替サービス
- ④ 料金払込みサービス「Pay-easy（ペイジー）」
- ⑤ インターネット投資信託サービス
- ⑥ 定期預金サービス

(2) 利用資格

本利用規定を承認し、当行所定の「東和銀行ダイレクトサービス® 申込書」（以下「申込書」といいます。）の契約を締結している方を利用資格者（以下「契約者」といいます。）とします。ただし、インターネット投資信託サービスについては、ご利用時点で満20歳以上80歳未満の方に限ります。80歳以上になられた場合には、購入・応募取引は自動的にご利用できなくなります。

(3) 利用できる端末

本サービスを利用できる端末は、当行が指定するブラウザソフトを備えたパソコンおよび当行が指定する機種種の携帯電話等に限るものとします。なお、各サービスごとに利用できる端末が制限されることがあります。

(4) 利用時間

本サービスの利用時間は、別途定める当行所定の時間内とします。ただし、当行は本サービスを利用できる日および時間を契約者に事前に連絡することなく変更する場合があります。

(5) 利用料等

① 利用料

本サービスの利用にあたっては、当行所定の利用料（消費税相当額を含みます。）をお支払いいただきます。利用料は、毎月当行所定の振替日に普通預金規定、総合口座取引規定、当座勘定規定等にかかわらず、預金通帳および払戻請求書または当座小切手等の提出なしに申込書により届け出たお申込口座（以下「支払指定口座」といいます。）から自動的に引き落としとします。

② 振込手数料

振込手続きの場合は、当行所定の振込手数料（消費税相当額を含みます。）を所定日にお支払いいただきます。

③ 販売（申込）手数料

インターネット投資信託サービスにおける、購入等の申込手数料（消費税相当額を含みます。）を所定日に投信指定預金口座からお支払いいただきます。

2. 本人確認

(1) 暗証番号等の届出・通知および変更

① 本サービスの利用にあたっては、あらかじめ当行にログインID、ログインパスワード、確認用パスワードを登録する必要があります。

また、インターネット投資信託サービスの利用にあたっては、さらに投信ログインID、投信パスワード、投信確認暗証番号を登録する必要があります。

② ログインパスワード、確認用パスワードおよび仮投信パスワード、仮投信確認暗証番号（以下「暗証番号等」といいます。）は、当行所定の申込書により契約者があらかじめ届け出るものとします。暗証番号等は他人から推測可能な番号の指定を避けるとともに他人に知られないよう厳重に注意し管理してください。

③ ログインID、投信ログインIDの登録・変更

ア、東和銀行ダイレクトサービス® のログインIDは、契約者が最初のログイン時に端末画面の指示に従い取得（登録）するものとします。

イ、インターネット投資信託サービスの投信ログインIDは、当行が付与するものとし、当行は当行所定の書類に記載して、契約者の届け出住所あてに郵送することにより通知するものとします。

ウ、ログインID、投信ログインIDは、契約者が端末により随時変更できるものとし、契約者が管理するものとします。

④ 暗証番号等の変更

暗証番号等は、端末により随時変更できるものとし、契約者が管理するものとします。なお、お申込時の仮投信パスワード、仮投信確認暗証番号は、契約者が最初のログイン時に端末画面の指示に従い変更していただき、以降、当該変更後の内容を投信パスワード・投信確認暗証番号として利用するものとします。

⑤ 本項(1)③、④の変更において、当行が受信した変更前の暗証番号等と契約者があらかじめ届け出ている暗証番号等と一致した場合には、当行は正当な契約者からの変更依頼とみなして新しい番号への変更を行うものとします。

(2) 本人確認手続き

① 契約者が端末から本サービスの利用を行う場合、端末画面の指示に従いログインID、暗証番号等を当行所定の方法により正確に送信するものとします。

② 当行は、受信した上記①の内容と契約者からあらかじめ届け出を受けているログインID、暗証番号等の内容が一致していることを確認した場合には、当行は正当な契約者からの利用とみなして取扱うものとします。

(3) 暗証番号誤入力時の取扱い

契約者が届け出と異なる「暗証番号等」の入力を、連続して当行所定の回数を超過して行ったときは、本サービスの取引を中止します。

3. 反社会的勢力との取引拒絶

この預金口座は、3.反社会的勢力との取引拒絶(1)、(2)①から⑥、(3)①から⑤のいずれにも該当しない場合に利用することができ、3.反社会的勢力との取引拒絶(1)、(2)①から⑥、(3)①から⑤の一つにでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。また、各項目の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるとします。

(1) 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

(2) 預金者が次のいずれかに該当したことが判明した場合

- ① 暴力団
- ② 暴力団員
- ③ 暴力団準構成員
- ④ 暴力団関係企業
- ⑤ 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- ⑥ その他前各号に準ずる者

(3) 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- ⑤ その他前各号に準ずる行為

4. 振込・振替サービスの取扱い

(1) 振込・振替サービスの内容

- ① 振込・振替サービスでは、契約者からの端末による依頼に基づき、支払指定口座からのご依頼金額を引き落としのうえ、振込・振替サービス利用にあたり、振込・振替先としてご指定いただいた口座（以下「振込・振替指定口座」といいます。）に対して振込・振替手続きを行います。
- ② 支払指定口座は、普通預金（総合口座を含みます。）および当座預金とします。
- ③ 振込・振替先として指定できる取扱店は、当行の本店および「全国銀行データ通信システム」に加盟している金融機関の国内本店とします。

- ④ 振込を依頼するに際しては、事前に振込・振替指定口座の確認を行ってください。
- ⑤ 振込・振替サービスによる振込取引において、「1日」（基準は「午前零時」とします。）あたり取扱いできる金額は、当行所定の振込限度額の範囲内とします。なお、当行は事前に通知することなく1日の振込限度額を変更することがあります。

⑥ 振込日付を指定する振込・振替サービスの取扱い

ア、契約者の端末から振込日付を指定する方法で振込を依頼する場合、当該契約者は依頼を行う日以降、別途定める当行所定の期間内の銀行営業日で契約者が指定する日（以下「振込指定日」といいます。）の振込の取扱いが受けられるものとします。

なお、当行は、事前に契約者に連絡することなくこの期間を変更することがあります。

イ、また、この取扱いを取り消す場合には、振込指定日の前日までに契約者が当行の定める方法および操作手順に基づいて、端末から操作してください。

(2) 内容の確認

契約者が振込振替サービス取引を利用する場合は、端末より、「暗証番号」、「支払指定口座」等を当行宛に送信するものとします。なお、当行は、送信された「暗証番号」等と事前に申込書により届出された「暗証番号」等の一致を確認した場合には、以下の事項が確認できたものとして取扱いします。

- ① 契約者の有効な意思表示による取引であること。
 - ② 当行が受信した依頼内容が真正なものであること。
- なお、資金移動取引を行った後は、端末より「振込・振替結果照会」を行い取引内容を確認してください。

(3) 依頼内容の確認

当行が振込・振替サービスの依頼内容を当行所定の方法で確認し、振込・振替資金を支払指定口座から引き落とし場合には依頼内容が確認したこととし、以降、依頼内容を変更すること（以下「訂正」といいます。）または依頼を取りやめること（以下「組戻し」といいます。）はできません。ただし、当行がやむを得ないものと認めて訂正・組戻しを受け付ける場合には、お取引店で当行所定の手続きにより受付けます。またその場合には、当行所定の組戻手数料（消費税相当額を含みます。）をお支払いいただきます。

なお、以下に該当する場合は、振込・振替サービスの取扱いはできません。

- ① 振込・振替サービスの取引金額と、振込手数料等取引にかかる手数料の合計額（消費税相当額を含みます。）が支払指定口座の支払可能残高（当座貸越契約限度額の範囲内の金額を含みます。以下同じ。）を超えるとき。
- ② 振込金額が当行所定の振込限度額または契約者が当行所定の方法により指定した振込限度額を超えるとき。
- ③ 受付完了確認画面において、当行から返信する受付完了表示を確認するまでの一連の操作が、別途定める所定の期限内に終了しなかったとき。
- ④ 支払指定口座および振込・振替指定口座に、取扱いが不適当と認められる事由があったとき。
- ⑤ 契約者から、支払指定口座への支払停止の届出があり、それに基づき当行が所定の手続きを取ったとき。
- ⑥ 支払指定口座および振込・振替指定口座が解約済のとき。
- ⑦ 差押等やむを得ない事情があり、当行が支払いを不適当と認めたとき。
- ⑧ 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があったとき。
- ⑨ 当行または金融機関の通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき。
- ⑩ 当行の責めに帰すべき事由以外の事由により取引不能となったとき。

(4) 取引内容の確認

① この取引による取引後は、速やかに普通預金通帳、総合口座通帳、当座預金照会表等により取引内容を確認してください。万一取引内容・残高に相違がある場合は、直ちにその旨をお取引店にご連絡ください。

なお、相当期間内にご連絡がない場合には、契約者は、以降当行に対して取引内容・残高に相違があることを主張できないこととします。

② 取引内容・残高に相違がある場合において、契約者と当行の間で疑義が生じたときは、当行の機械記録の内容をもって処理させていただきます。

(5) 振込取引の組戻し等

① 契約者の依頼に基づき当行が発信した振込につき、振込先金融機関にて受取人口座へ入金できなかった場合、当行は依頼内容について契約者に照会することなく、返却の手続きを行います。なお、振込手数料は返却いたしません。また、振込先金融機関から返却された振込資金は、組戻し依頼を受付けることなく資金を組戻し、振込資金の出金口座に入金します。

この組戻し及び入金に関する当行所定の手料は不要とします。また、本号の取扱いによって生じた損害について、当行は責任を負いません。

② 契約者の依頼に基づき当行が振込発信した後、契約者が当該振込の組戻しを依頼する場合は、契約者は当行所定の時間内に電話によりご連絡ください。この場合、当行所定の方法で本人確認をさせていただきます。

当行は、契約者からの組戻し依頼にかかる当行内の事務処理が、銀行営業日の発信可能時間内（原則9:00～15:00）に完了できる場合、当該組戻しの依頼の電文を振込先の金融機関に発信します。

本号の組戻し依頼により、振込先金融機関から返却された振込資金は、当行所定の組戻し手数料を差し引いたうえ、振込資金の出金口座に入金します。

なお、振込手数料は返却いたしません。

③ 組戻し依頼を受付けた場合でも、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信している時は、組戻しができないことがあります。この場合には、当行において対応することはできませんので、受取人との間で直接協議してください。

5. 残高照会・入出金明細照会サービスの取扱い

(1) 残高照会・入出金明細照会サービスの内容

残高照会・入出金明細照会サービスは、契約者の端末からの依頼により、申込書により届け出された契約者名義の口座の残高および入出金明細の口座情報を提供するサービスです。（以下「照会サービス」といいます。）

① 照会サービスの依頼
照会サービスによる照会の依頼は、当行所定の方法および操作手順に基づいて、「暗証番号」、契約者名義の「科目・口座番号」等を端末より入力し、当行に送信するものとします。当行は送信された「暗証番号」等が、事前に申込書により届け出されたものと一致を確認した場合は、以下の事項が確認できたものとして取り扱います。

ア、契約者の有効な意思表示による取引であること。

イ、当行が受信した依頼内容が真正なものであること。

(2) 応答後の内容の変更・取消
当行から照会サービスにより回答済の内容については、振込依頼人からの訂正依頼があった場合またはその他取引内容に変更があった場合には、回答済の内容を取消または変更する場合がありますのでご了承ください。